

令和6年5月24日

## 国外転出者向けマイナンバーカードの申請・交付について

令和6年5月27日から、国外転出後もマイナンバーカードを継続して利用できることになりました（出国前に自治体で要「転出届及びカード国外利用」手続き）。

また、現在マイナンバーカードを持っていない国外在住者（2015年10月5日以降に国外転出をしている方に限る。）も国外転出向けマイナンバーカードを直接本籍地市町村への郵送または当館で申請することが可能になります。

詳細については以下をご参照願います。

### ●外務省ホームページ

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/todoke/maina.html>

### ●マイナンバーカード総合サイト

<https://www.kojinbango-card.go.jp/apprec/abroad/>

### ●その他、国外転出者向けマイナンバーカードに関連するお問い合わせ（マイナンバーカード総合サイト）

<https://www.kojinbango-card.go.jp/contact/inquiry/>